

世田谷区立図書館障害者サービス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害などにより、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）の利用に支障がある区内在住の方へのサービス（以下「障害者サービス」という。）の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 朗読者 図書館が依頼し、利用者に朗読する者
- (2) 図書資料 録音図書・点字図書を除く図書館資料
- (3) 録音図書 視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な方（以下「視覚障害者等」という。）の利用を目的に作成されたデイジー、マルチメディアデイジー、CD、カセットテープ及びそれらの電子データ（記録媒体に保存された電磁的記録）
- (4) 点字図書 視覚障害者等の利用を目的に作成された点字資料及びその電子データ（記録媒体に保存された電磁的記録）
- (5) サピエ図書館 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」

(サービスの種類)

第3条 障害者サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 対面朗読
- (2) 録音図書・点字図書の貸出し・製作
- (3) 図書館資料の長期貸出
- (4) サピエ図書館登録
- (5) 自宅配本
- (6) 病院・施設・学校等への貸出し
- (7) そのほか中央図書館長が必要と認めたもの

(利用登録)

第4条 利用を希望する者は、地域図書館館長（中央図書館にあつては図書館運営係長。以下「地域館長」という。）に対し世田谷区立図書館館則（以下「館則」という。）第5条に基づく個人貸出登録を受けたうえで、別に定めるところの様

式により利用登録を申請しなければならない。

ただし、地域館長が必要と認める場合は、申込者以外の者が申込みを行うことができるものとする。

- 2 障害者サービスの利用者（以下「利用者」という。）は、別表1のいずれかに該当する者とする。

（対面朗読）

第5条 図書館は、視覚障害者等のために、朗読者が、図書資料や地域館長が認めた資料を朗読するサービスを行う。

- 2 地域館長は、利用者から対面朗読利用の希望があった場合は、朗読者と調整し、利用者に実施日を連絡するものとする。
- 3 1回あたりの朗読時間は、原則として図書館開館時間内のうち2時間以内で、週1回程度とする。
- 4 対面朗読の実施場所は、地域館長が定めるものとする。

（録音図書・点字図書の貸出し・製作）

第6条 図書館は視覚障害者等のために録音図書・点字図書を貸出しするサービスを行う。

- 2 利用者の録音図書・点字図書の貸出し数は、以下のとおりとする。
 - (1) 録音図書 5タイトルまで
 - (2) 点字図書 6分冊まで
- 3 地域館長は、録音図書・点字図書を、他区及び他機関と相互貸借して貸出しすることができる。
- 4 中央図書館長は、図書館の収集方針に基づき、録音図書・点字図書を製作することができる。

（図書館資料の長期貸出）

第7条 利用者の図書館資料の貸出期間は、図書館が所蔵するものは30日間とし、他の予約がなければ、利用者の申し出により更に30日間延長できるものとする。

- 2 他区及び他機関の図書資料は14日間とし、延長はできない。
- 3 他区及び他機関の視覚障害者等用資料は14日間とし、延長を希望する場合は借り受け元と調整のうえ決定するものとする。

（サピエ図書館登録）

第8条 地域館長は、図書館を利用登録館とするサピエ図書館の個人利用、または、個人利用の代行登録の希望を受けた場合には、サピエ図書館が定める規定に基づ

き、個人利用登録の認証または個人利用の代行登録を行うものとする。

(自宅配本)

第9条 図書館は、来館が困難な者のために、図書館資料を利用者の自宅へ届けるサービスを行う。

2 各図書館の宅配地域は、別表2のとおりとする。

(病院・施設・学校等への貸出)

第10条 図書館は、館則第7条に基づく団体貸出登録した病院、社会福祉施設、学校等で希望する施設に対し、地域館長が認める場合は、図書館資料の貸出しを行うことができる。

(図書館協力者)

第11条 障害者サービスに関わる図書館協力者は、図書館に登録し活動する。

2 図書館は、障害者サービスに関わる図書館協力者を養成することができる。

(費用弁償)

第12条 中央図書館長は、この要綱に基づき実施した、図書館協力者による録音資料や点字資料の作成、対面朗読の実施に要した経費に対して別に定めるところにより謝礼を支払う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	障害者手帳の所持 級 (注)
	精神保健福祉手帳の所持 級
	療育手帳 (愛の手帳) の所持 級
	医療機関・医療従事者からの証明がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている
	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容がわからない、あるいは記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない。
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注 (身体障害者手帳における障害の種類) 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、咀嚼、上肢、下肢、体幹、運動一上肢、運動一移動、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫など (身体障害者福祉法別表による)

公益社団法人 日本図書館協会「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条 第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン (2019 年 11 月 1 日一部改訂)」別表 2 より

別表2（第9条関係）

自宅配本サービス地域区分表

中央図書館		梅丘図書館		世田谷図書館	
弦巻	全域	豪徳寺	1	野沢	4
駒沢	2・3	赤堤	2	豪徳寺	2
新町	2・3	松原	3～6	世田谷	全域
桜新町	全域	代田	3・4	若林	1・3～5
上用賀	1・2・4・6	梅丘	全域	上馬	3～5
桜丘	1				
桜	2・3				
砧 図書館		奥沢図書館		玉川台図書館	
祖師谷	3～5	奥沢	全域	上用賀	3・5
成城	全域	東玉川	全域	用賀	全域
砧	3・5～8	玉川田園調	全域	玉川台	全域
喜多見	8・9			瀬田	全域
				上野毛	4
				玉川	全域
				大蔵	1
				砧公園	
代田図書館		烏山図書館		下馬図書館	
代沢	全域	南烏山	3・4・6	池尻	全域
代田	1・2・5・6	北烏山	全域	三軒茶屋	全域
北沢	全域	給田	3～5	上馬	1・2
大原	全域			太子堂	全域
羽根木	全域			三宿	全域
松原	1・2			下馬	全域
若林	2			野沢	1～3

深沢図書館		桜丘図書館		尾山台図書館	
駒沢	1・4・5	祖師谷	1・2	玉堤	1・2
駒沢公園	全域	千歳台	1～3	尾山台	全域
深沢	全域	船橋	1～4	野毛	全域
新町	1	経堂	4	中町	1・2
等々力	6～8	桜丘	2～5	上野毛	1～3
中町	3～5	砧	1・2・4	等々力	1～5
上北沢図書館		粕谷図書館		鎌田図書館	
八幡山	全域	南烏山	1・2・5	鎌田	全域
船橋	5～7	粕谷	全域	岡本	全域
桜上水	全域	上祖師谷	全域	大蔵	2～6
上北沢	全域	千歳台	4・5・6	宇奈根	全域
		祖師谷	6	喜多見	1～7
		給田	1・2		
経堂図書館					
赤堤	1・3～5				
経堂	1～3・5				
宮坂	全域				
桜	1				